

「高齢者等見守りの取組」に関する協力協定書

五所川原市（以下「甲」という。）、生活協同組合コープあおもり（以下「乙」という。）、津軽保健生活協同組合（以下「丙」という。）は、高齢や障がい等により地域での見守りが必要な方々に対し、訪問等の活動を通して高齢者等が安心して自立した生活を営めることを支援することを目的に、本協定を締結し、以下の事項について連携協力して取り組むものとする。

（目的）

第1条 甲と乙及び丙とが連携して、地域住民による見守りの取組を行うことにより、高齢者等が安心して自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

（協力内容）

第2条 乙、丙及びそれぞれが出資する法人が行う配達業務等で高齢者等宅への訪問の際、訪問先で以下の各号に定める異変等を発見したときは、その状況等を総合的に判断した上で、必要と思われる場合には甲が指定する連絡先へ連絡を行うことにより、甲が行う「高齢者等見守りの取組」に協力を行う。

- （1）前回の配達商品がそのままになっている。
 - （2）配達等訪問時はいつも玄関に出て来られるのに、玄関に施錠もなく、呼び出しても応答がない。
 - （3）郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
 - （4）日中にも関わらず外灯が点灯されたままであったり、日没後でもカーテンが閉められておらず、人影も確認できない。
 - （5）頻繁に罵声が聞えたり、物を投げる音がするなど、虐待を受けているおそれがあると思われる。
 - （6）その他、異変等が発生していると推測できる状況がある。
- 2 前各号以外の場合において、倒れている人を発見した場合など緊急性を要する場合には、乙、丙の配達員等は、救急車の手配や警察への連絡を行うものとする。

（対象者）

第3条 前条第1項各号で定める「高齢者等見守りの取組」の対象者は、乙、丙が行っている配達業務等で訪問した、障がいのある方や65歳以上の一人暮らしの方及び65歳以上の高齢者のみで構成される世帯等とする。

（甲の責務）

第4条 甲は第2条第1項で定める指定連絡先に変更が生じた場合は、文書をもって遅滞なく乙、丙に連絡しなければならない。

- 2 甲は、「高齢者等見守りの取組」について広報活動などを通じて地域住民に広く周知するとともに、必要に応じて協力者としての乙、丙の名称を公表する。
- 3 甲は甲が行う「高齢者等見守りの取組」の内容及び方法等に変更があった場合は、文書をもって遅滞なく乙、丙に連絡するとともに、必要に応じて乙、丙と協議を行う。
- 4 甲は乙、丙が希望する場合、所有する配達車両等に、「高齢者等見守りの取組協力車」等のステッカー類を掲示することを許可する。

（乙、丙の責務）

第5条 乙、丙は第2条に定める協力を行った際、甲、警察及び消防などから事情聴取を受けた場合には、積極的に協力する。

- 2 「協力協定」が終了した場合、乙、丙は前条第4項により掲示したステッカー類を速やかに撤去しなければならない。
- 3 乙、丙は見守りへの協力を行った際に知り得た個人情報については、「高齢者等見守りの取組」に対する協力中又は終了後においても適切に管理し、第三者への提供又は本協力以外の目的に使用してはならない。

（不利益の責）

第6条 乙、丙は、連絡及び通報の有無により生じる対象者の不利益について、その責を問われない。

（有効期間と更新）

第7条 本協定書の有効期間は、本協定締結の日から起算して3年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙、丙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定書は同一条件により更新されるものとし、以降も同様とする。

（確認書の変更）

第8条 甲と乙、丙は、本協定書の内容に変更の必要が生じた場合、甲乙丙協議の上、行うものとする。

（疑義の解釈）

第9条 本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、甲乙丙協議の上、解決を図るものとする。

附 則

本協定書は、平成26年 3月18日から施行する。

本協定書の締結を証するため、本書3通を作成し、甲と乙、丙がそれぞれ押印の上、各自1通を保持する。

平成26年 3月18日

甲 五所川原市字岩木町12番地

五所川原市長 平 山 誠 敏



乙 青森市柳川二丁目4番22号
生活協同組合コープあおもり
理事長 小 池 伸 二



丙 弘前市大字田町五丁目2番2号

津軽保健生活協同組合
理事長 長 谷 良 志 男

